

西蒲区スポーツ大会・講習会補助金交付要綱

(総則)

第1条 西蒲区スポーツ大会・講習会補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるものとのほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) スポーツ団体
 - (2) その他の団体 老人クラブ、PTA、NPO等の営利を目的としない団体。
- 2 前項第2号のその他の団体は次の各号にすべて該当することを要するものとする。
- (1) 市内に主たる活動拠点を有する団体で、市内に在住、在勤及び在学する者5名以上の構成員を有すること
 - (2) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
 - (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
 - (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
 - (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと
 - (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと

(目的)

第3条 この要綱は、西蒲区のスポーツ活動の普及、推進に寄与する大会や講習会を支援するため、補助対象者が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより西蒲区のスポーツ活動の促進を図るとともに、豊かな地域社会の実現を目的とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業は、団体が行うスポーツ大会及び講習会であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 西蒲区民を対象とする、もしくは西蒲区民を中心とするスポーツ大会及び講習会
 - (2) その他市長の認める活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象事業としない。
- (1) 事業内容が、趣味的活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの
 - (2) 事業内容が、新潟市や他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの
 - (3) 事業内容が、団体から他の団体等への単なる補助となっているもの
 - (4) 事業内容が、物品等の購入・配布を主たる目的とするもの
 - (5) 事業の主たる効果が市外で生じるもの

- (6) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (7) 当該事業により生じた利益、残余金が生じるもの
- (8) 収入が支出を上回る事業

3 補助の対象となる回数は、各団体3回までとする。

(補助金の額)

第5条 補助対象事業に対して交付する補助金の額は、補助対象経費の1/2以下でかつ、原則5万円以上とする。

- 2 また前項の規定のほか、総支出から総収入を引いた金額以下でかつ、1事業あたりの限度額は別表のとおりとする。
- 3 前2項により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた額をもって補助金の額とする。
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(補助対象経費)

第6条 前条に掲げる補助金の対象となる経費は、当該事業に直接要するものとし、次の各号のいずれかに該当する経費は補助金の対象としない。

- (1) 補助対象者の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助対象者の経常的な活動に要する経費
- (3) 補助対象者または構成員の飲食費、または、監督会議等の飲食費
- (4) 補助対象者の構成員に対する人件費
- (5) 直接的な飲食に係る食糧費

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、西蒲区スポーツ大会・講習会補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
 - ア 事業の目的及び内容
 - イ 事業により見込まれる具体的な結果及び成果
 - ウ 事業の実施予定期間
- (2) 団体の概要
- (3) 収支予算書
- (4) 補助対象者の団体規約
- (5) その他必要な書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに西蒲区スポーツ大会・講習会補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による報告は、西蒲区スポーツ大会・講習会補助金実績報告書（別記

様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書又はその写し
- (4) その他必要な書類

2 前項の報告は、事業終了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金額を確定し、その旨を補助金等確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則(昭和39年新潟市規則第12号)の規定に基づき、概算払いができるものとする。ただし、概算払いの額は補助金申請額もしくは交付決定額の1/2以内とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

別表(第5条関係)

延べ参加者数(人)	上限額(円)
1~99	80,000
100~999	90,000
1000~	100,000

